

2章 災害対策について

(1) 地震対策

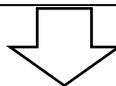
1 地震災害における教育活動の実施基準及び地震発生時の対応

(1) 地震災害発生時の教育活動実施基準

状 況		基 準	
地震	地震 南海トラフ 臨時情報	調査中	通常授業
		巨大地震警戒	直ちに教育活動中止
		巨大地震注意	通常授業、ただし状況に応じて授業中止
		調査終了	通常授業
	突発地震	学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき	通常授業
		学校が所在する地域で震度5弱又は5強の地震が発生したとき	通常授業、ただし状況に応じて授業中止
学校が所在する地域で震度6弱以上の地震が発生		直ちに教育活動中止	

(2) 大規模地震発生時の対応

実施項目	
発生直後の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 生徒に対し、状況に応じた指示を出す。(頭を守る) 教室 防災頭巾を被り、机の下に身を隠す。 廊下・階段 ガラスに注意し、中央で伏せる。 体育館 落下物に注意し、中央で伏せる。 グラウンド 校舎等から離れ中央で伏せる。 電源を切り、ガスの元栓を閉める。 ・ 出入り口の確保。
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の状況を把握し、明確な指示を出す。 「押さない、走らない、しゃべらない、戻らない。」 防災頭巾を被り、余計なものを待たず、上履きのまま避難する。 グラウンドで人員の確認、負傷者・不明者の確認。 2次災害の危険が予想される場合は、安全な場所へ避難。



避難完了後は、災害対策本部を設置し、各班の対応行動を開始する。

(3) 登下校時又は校外活動中における生徒への指導

指導項目
<ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの避難場所等の安全な場所に避難する。 ・バス・電車等では、運転手・駅員の指示に従う。 ・家庭や学校へ連絡し、状況を報告し、指示に従う。 ・不正確な情報に惑わされず行動する。

2 南海トラフ地震臨時情報

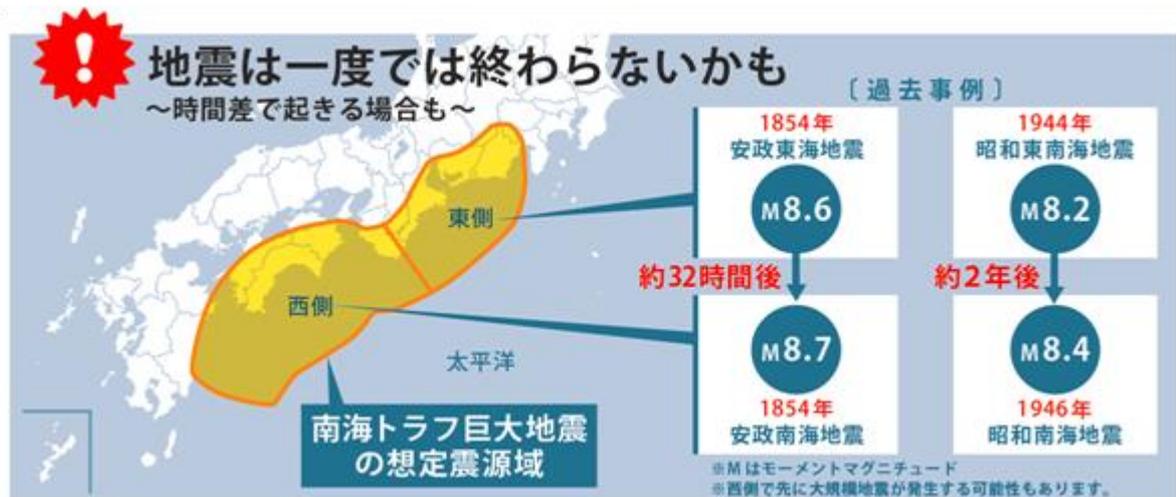
【「南海トラフ臨時情報」の発表条件】

i 南海トラフ地震 臨時情報

キーワード	調査中	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ■ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
	巨大地震警戒	■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

i 南海トラフ地震 関連解説情報

- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
- 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

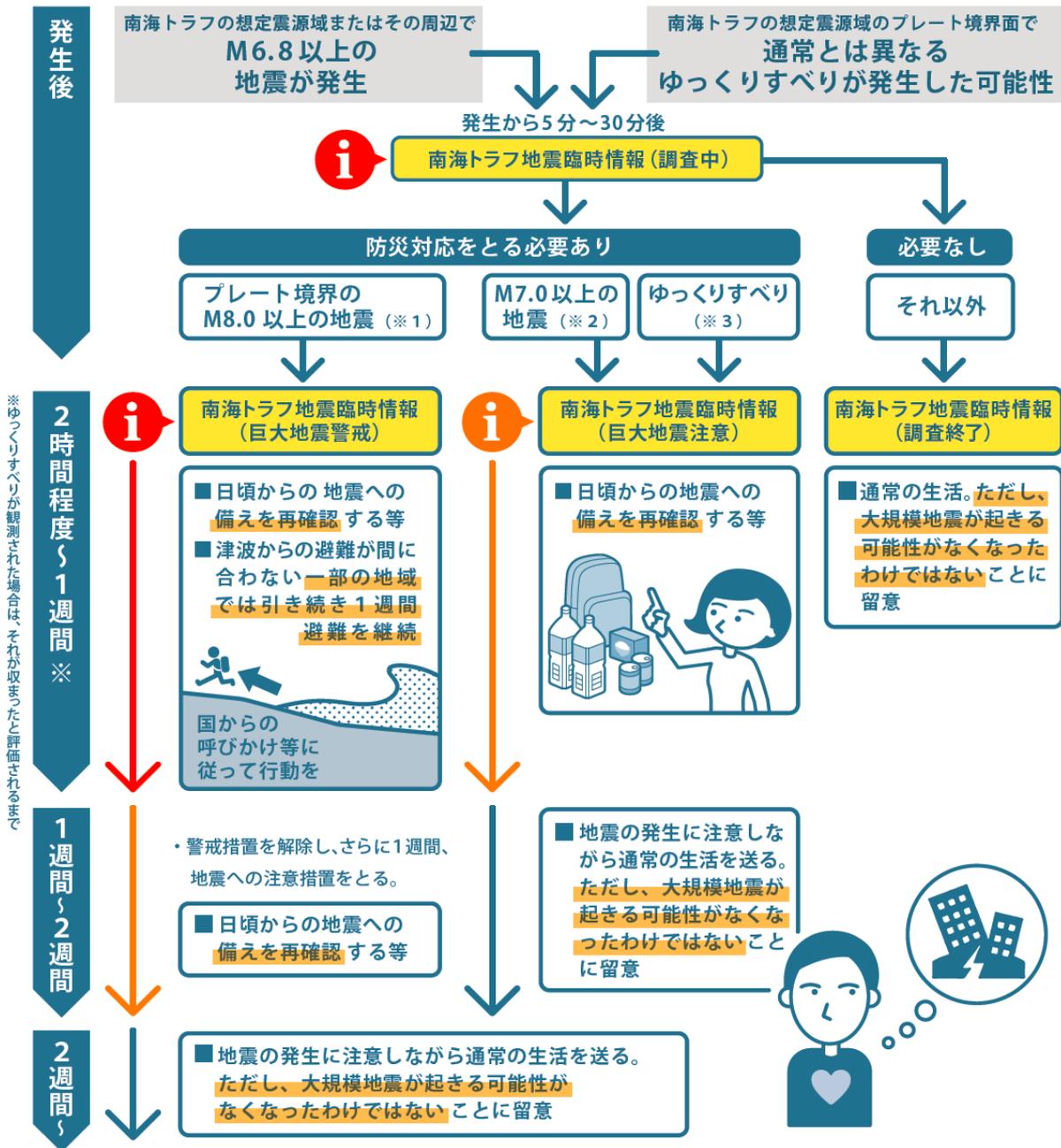




時間差で発生する巨大地震に備えましょう ～南海トラフ地震臨時情報～

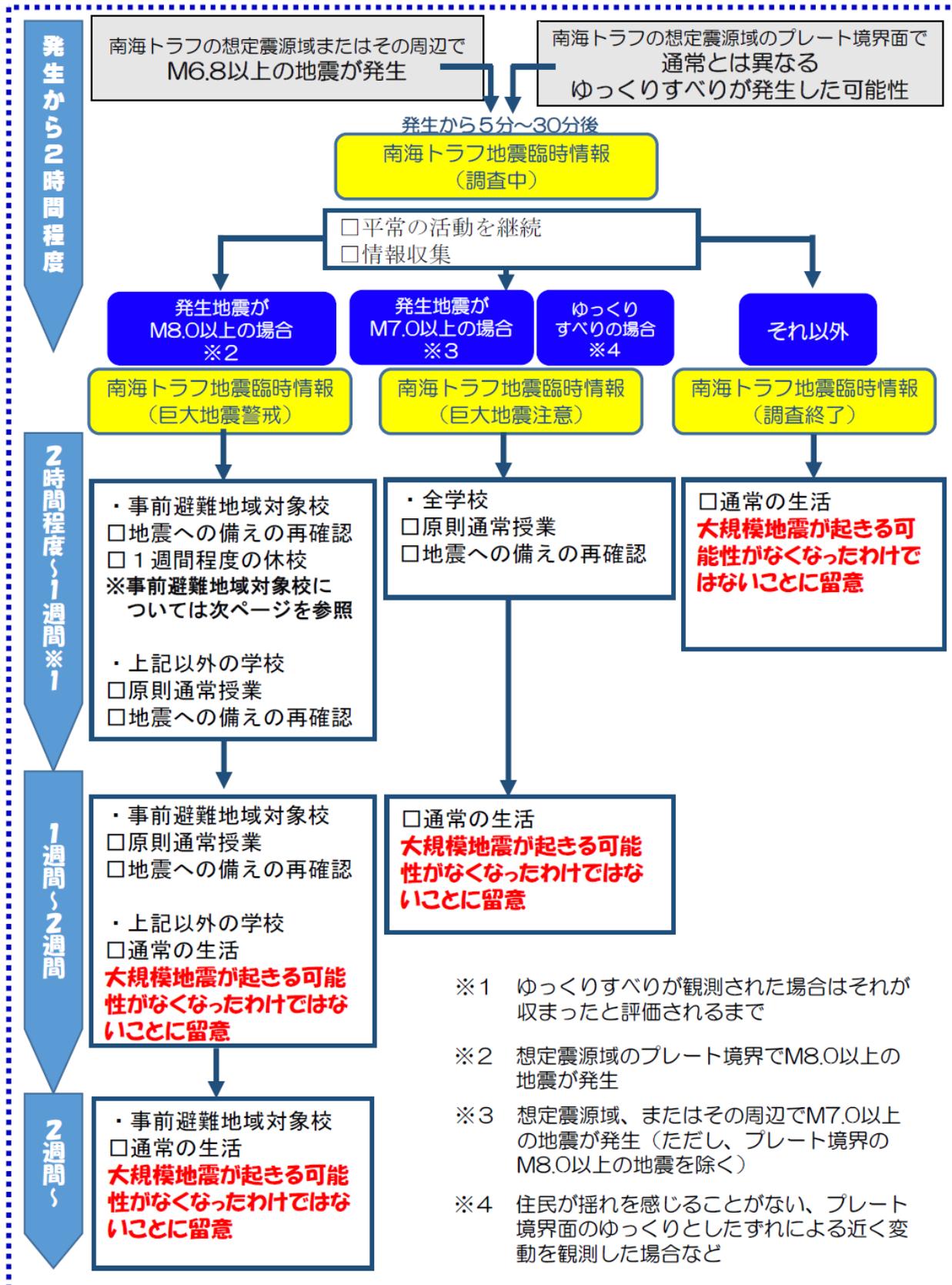
- ・南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。
- ・政府や地方公共団体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとりましょう。

地震発生後の防災対応の流れ



3 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の学校対応の流れ



(2)「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の対応

実施項目	実施者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常授業 ・ 情報収集 ・ 校内放送等による連絡 	管理職 管理職

(3)「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の対応

実施項目	実施者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業中止（1週間程度の休校）の決定 ・ 教育委員会との連絡調整 ・ 地震への備えの再確認 (集団下校する場合) <input type="checkbox"/> 集団下校班の編成 <input type="checkbox"/> 集団下校路の確認 <input type="checkbox"/> 保護者への休校及び集団下校の連絡 	校長 副校長、教頭 全職員 救出班 救出班 情報班

(4)「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時の対応

実施項目	実施者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常授業 ・ 教育委員会との連絡調整 ・ 保護者への学校対応の連絡 ・ 地震への備えの再確認 	管理職 管理職 全職員

(5)「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」発表時の対応

実施項目	実施者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常授業 ・ 教育委員会との連絡調整 ・ 保護者への学校対応の連絡 ・ 地震への備えの再確認 	管理職 管理職 全職員

地震への備えの再確認事項

日頃の備え	再確認事項	確認方法
地震災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集基準・教育活動実施基準 ・ 各班の人員・役割 ・ 緊急連絡先 ・ 安否確認方法 ・ 保護者への連絡（内容・方法・タイミング） 	マニュアル等で教職員の共通理解
持出品や備蓄品、機材の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災頭巾 ・ 避難行動に役立つもの ・ 生活に役立つもの ・ 救護に役立つもの 	避難支援班による安全点検
生徒の安全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難経路・避難場所 ・ 登下校路の安全確認 ・ 照明器具窓ガラスなどの非構造部材 ・ 収納棚などの転倒防止対策 	各班で確認

(2) 津波対策

1 津波警報・注意報発表時における教育活動実施基準及び津波避難における留意事項

(1) 津波警報・注意報発表時の学校の対応

通常授業を継続し、津波発生時には、沿岸地域の情報収集を行い、沿岸地域から通学する生徒の居住地の被害状況を調査する。当該生徒の保護者と連絡を取り、下校時間であっても生徒を留め置き、その後の対応について、保護者等の意向を聞きつつ、関係機関と相談し対応する。

(2) 津波発生後の引渡し（帰宅）について

判断者	自宅が津波被害を受けた生徒の保護者と学校が協議し、教育委員会に相談の上で校長が決定。
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大津波・津波警報は解除されているか。 ・ 保護者等との連絡手段の確保できているか。 ・ 利用できる交通機関はあるか。 ・ 保護者の自家用車での来校は可能か。 ・ 集団で帰宅させる場合、安全な下校路が確保できるか。 <p>※生徒及び保護者の安全が確保されるまでは、引き渡し、下校は実施しない。</p>
引渡し(帰宅)方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団で帰宅させる場合、移動中の避難先について生徒に調べさせる。 ・ 津波浸水域を迂回したルートを考える。